

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号

様

大阪市長

居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する
賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第1
項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地

第 年 月 日 号

様

大阪市長

居住安定援助計画を認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助賃貸住宅事業に係る計画認定の申請については、次の理由により居住安定援助賃貸住宅事業の認定の基準に適合しないため、大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第4条の規定に基づき認定しないことを通知します。

- 1 申請された賃貸住宅の所在地
- 2 申請された賃貸住宅の名称
- 3 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

大阪市長

居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定に基づき認定したので、同法第44条第2項において準用する同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

大阪市長 様

(賃貸人)
届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 所
代 表 者 氏 名
(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)
届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 所
代 表 者 氏 名

居住安定援助計画の軽微な変更届出書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第21条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の軽微な変更を届け出ます。

認定番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定 年月日

備考

変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

大阪市長

目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の承認をしたので通知します。

第 年 月 日 号

居住安定援助賃貸住宅事業状況報告依頼書

様

大 阪 市 長

次の居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 54 条第 1 項及び大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記の事項について報告を依頼します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告事項	

居住安定援助賃貸住宅事業状況報告書

大阪市長

(賃貸人)
届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 所
代 表 者 氏 名
(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)
届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 所
代 表 者 氏 名

次の居住安定援助計画について、大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第7条第2項により、管理状況を報告します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
報告事項	

第 年 月 日 号

居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書

様

大 阪 市 長

下記の居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 55 条の規定に基づき、改善の措置を命じます。

なお、期日までに大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第 9 条に定める居住安定援助賃貸住宅事業改善状況報告書の提出がない場合、改善が見られないものとして取り扱うこととなりますので、必ず期日までにご提出ください。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
命ずる措置	
改善の期限	年 月 日

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

居住安定援助賃貸住宅事業改善状況報告書

大阪市長

（賃貸人）

届 出 者 住 所

又は主たる事務所の所在地

氏 名 又 は 名 所

代 表 者 氏 名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

届 出 者 住 所

又は主たる事務所の所在地

氏 名 又 は 名 所

代 表 者 氏 名

次の居住安定援助計画について、大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第9条により、改善状況を報告します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
報告事項	

第 年 月 日 号

様

大阪市長

居住安定援助計画認定取消通知書

次の居住安定援助計画について、法第56条第 項第 号に基づき認定を取り消したので、同条第 3 項及び大阪市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
理 由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。